

経済変動対策融資のご案内 (不況業種対策関係、経営環境変動対策関係)

売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を、金融面から支援するための融資です。

制度名	経済変動対策融資	
	不況業種対策関係	経営環境変動対策関係
融資対象	県内に事業所があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者	
	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けたもの (1) 最近3か月の売上高が前年同期と比して5%以上減少していること (2) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること等 (3) 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること	次のいずれかに該当するもの (1) 最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少 (2) 原油や原材料価格の高騰により、最近3か月の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加
限度額	運転資金 5,000万円	運転資金 5,000万円
融資利率	5年以内 1.6% 10年以内 1.8%	5年以内 1.8% 10年以内 2.0%
保証料率	0.8%	0.45%~1.9%
償還期間	10年以内 (1年以内の据置を含む)	
申込書類	① 金融機関及び信用保証協会の所定の書類 ② 財務書類 (直近2期の決算書) ③ 県税の未納のない証明書	
	④ 市町村長の認定書	④ 申立書 (様式No.22-5) ⑤ 申立書の売上高、売上原価等が確認できる書類 (得意先元帳の写し、試算表等)、または担当税理士等の証明書 ⑥ 原材料価格高騰の影響を受けている主な仕入製品などの単価の上昇が確認できる書類 (請求書等) ※(2)の場合

◇ 融資のお申し込みは、次の取扱金融機関の山梨県内の店舗までお願いします ◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
 商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行
 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき JA山梨みらい JANA南アルプス市 JA梨北
 JA山梨信連

「不況業種関係」の対象となる業種の詳細は、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)中の「セーフティネット保証制度(5号)」でご確認いただくか、市町村(商工担当課)又は県(産業振興課)にお問い合わせください。

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
 TEL 055-223-1537 (直通)